

「**㊤**給付金」「**㊦**協力金」「**㊣**支援金」の判定フローチャート

はじめに「対象月」の確認をしましょう！

- 事業収入を表にあてはめ対象月を確認します。 **減少率**が**最も落ち込んだ月**が「対象月」です。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
令和元年の月別売上金額(A)	円	円	円	円	円	円
令和2年の月別売上金額(B)	円	円	円	円	円	円
減少額 (C) = (A) - (B)	円	円	円	円	円	円
減少率 (D) = (C) ÷ (A) × 100	%	%	%	%	%	%

対象月の月別事業売上	円	× 12	= (E)	円
令和元年の年間事業収入(F)	円			
(E)の金額	円			
差引 (G) = (F) - (E)	円			

10万円以上

次に、どの支援が受けられるか判定します！

次の要件を「一つ以上」満たしていますか？

- 施設の使用停止(休業)
宮城県の要請に基づいて、4月25日から5月6日までの間、**別紙「事業者の皆さまへ(裏面)」**の「休業要請等対象施設一覧表」に掲げる町内すべての施設の使用を停止した事業者
- 営業時間短縮
午後8時以降に営業を行っている町内の飲食店が、4月25日から5月6日までの間、午後8時から翌日午前5時まで飲食を伴う営業を行わず、午後7時以降に酒類の提供を行わなかった事業者
- 酒類提供時間の短縮
午後7時以降に酒類の提供を行っている町内の飲食店が、4月25日から5月6日までの間、午後7時から翌日午前5時まで酒類の提供を行わず、午後8時から翌朝午前5時まで飲食を伴う営業を行わなかった事業者

はい

次の要件を「いずれも」満たしていますか？

- 2019年以前から事業により収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある
- 上記(D)の「対象月」の減少率が50%以上である

はい

いいえ

いいえ

次の要件を「いずれも」満たしていますか？

- 2019年以前から事業により収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある
- 上記(D)の「対象月」の減少率が50%以上である

はい

いいえ

上記(D)の「対象月」の減少率が20%以上ですか？

いいえ

はい

上記の差引(G)は10万円以上ですか？

いいえ

はい

町内に事業所を有し事業を営む方で、今後も町内で事業を継続する意思がありますか？

いいえ

はい

あなたの事業は次の産業分類に該当しますか？

F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業、郵便業、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉及びRサービス業

いいえ

はい

性風俗関連特殊営業等や政治及び宗教団体等ではありませんか？

いいえ

はい

国の㊤給付金と㊦協力金に該当
㊤と㊦の申請を行ってください

㊦協力金に該当
㊦の申請を行ってください

㊤給付金に該当
㊤の申請を行ってください

㊣支援金に該当
㊣の申請を行ってください

該当しません